

新しい学習指導要領を読み解く

信州大学教授 岡田 匡史

改正教育基本法に基づく、中学校学習指導要領が発表された。気になる美術の目標の文に目を通すと、現行版の文の冒頭と末尾の関係が改訂後も変わっておらず安心した。第6節 美術・第1 目標は次の通り。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

現行版の「基礎的な能力」を「基礎的能力」と微修正し、文の結びの前に「美術文化についての理解を深め」を新たに加える、という変更であった。後は変更なしである。

目標は、縮約すると、「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、豊かな情操を養う。」となる。技能的な熟達に裏付ける、高次の作品表現などが目的・終着点となる「美術の教育(Education for Art)」でなく、美術をあくまで学びの種々の契機や経験を保証する媒介・手段と位置付け、情操涵養・人間形成を目標に据え追究する、「美術を通じた教育(Education through Art)」の考え方が、改訂でも採用された、と解釈できる。

ここが中学校美術の根幹を成すので、もう少し踏み込みたい。教育基本法第一章・第一条に、「教育は、人格の完成を目指し」とある。学校教育の最高次の目的を人格的完成としたわけだが、それは上昇的な、求めれば求めるほど高まる、指向的目的である。知識・技能の習得基準を示す、到達的目的とは違う。この定義が、習熟・作品の巧緻さ(結果)より人間形成(過程)を本質視する、美術の目標を支える。

●「共通事項」について

A 表現・B 鑑賞と、従前通り2領域を設け、A 表現は、絵・彫刻など、デザイン・工芸などの表現の各分野で構成される。ただし、分野間・各活動相互の関連付けが指導課題である。注目されるのは、A 表現・B 鑑賞において共通に必要な能力を「共通事項」として示した点で、表現・鑑賞を統合的にとらえる一視座を提起した点が評価できる。共通事項は次の通り。

(1)「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。

イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。(第1-3学年共通)

この共通事項は、今回の小学校学習指導要領の第7節 図画工作でも設けられている。「形や色彩(色)」と「イメージ」が小・中9学年を通すキーワードとなり、共通事項が図工と美術を貫く串の役割を果たす。形や色を感じとらえ、そこからイメージをつかむことが柱とされるので、共通事項の主題とは、「感性:sensibility(感じ取る力)=sense(感覚)+ibility(できること・能力)」だと理解できる。

●「発想・構想の能力」と「表現の技能」について

2 内容・A 表現の項目が、2つから3つに増えた点にも触れよう。(1)で絵や彫刻など、(2)でデザインや工芸などを扱い、(1)・(2)ともに発想・構想に関し記すのに対し、(3)は表現の各分野を一つに束ねる形で、技能に関し共通事項的に記す、という体裁を取る。(3)で特に注目すべきは、〔第2学年及び第3学年〕の次の表記である。

ア 材料や用具の特性を生かし、自分の表現意図に合う新たな表現方法を工夫するなどして創造的に表現すること。

この内容が、〔第5学年及び第6学年〕の造形遊びに関する、次の表記(1 目標(2))と連動してくると私には思える。

材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて発想し、主題の表し方を構想するとともに、様々な表し方を工夫し、造形的な能力を高めるようにする。

第6節 美術に、「造形遊び」という語は出てこないが、造形遊びの試行基盤を中学校に据えた、とも解釈できそうである。アを一読し、内容が現代美術の方法論とも重なるのでは、と感じたことを附記したい。

●「鑑賞」について

鑑賞は、概括するなら、「言語活動の充実」と「伝統・文化の尊重」の2点を柱とすることにより、その重点化が一層強められることとなった。

言語活動の充実は、改訂の核の一つである。文部科学省ホームページ「新しい学習指導要領」で『言語活動に関する学習指導要領改訂案の記述例(抜粋)』を閲覧すると、美術については、〔第2学年及び第3学年〕の次の事項が該当とある。

(1)美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。

ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと。

鑑賞を通した言語力育成が課題とされたのを受け、そのための指導メソッドの開発と情報交換がこれから盛んになるだろう。1枚の絵を前に、観察(記述も含む)・分析・解釈を密にし、感想をしっかりと理由を示しつつ語れるような力を育てることが求められる。ただ、言語力は鑑賞に限らず、表現的な営み全般にも関係してくる。発想・構想、材料体験、制作時の問題解決と目標の反省・立て直し、作品が完成したら、絵や彫刻なら鑑賞し合い、デザインや工芸なら使用・伝達・装飾などについて話し合うといった授業全過程に、言語が働く。ワークシートやポートフォリオの効果的活用、発表・討議なども工夫できるだろう。

加えて、形や色彩を考え、構図・構成原理を選ぶなど、非言語的な造形思考も美術の活動には深く関わる。また、鑑賞であれば、作品からメッセージを直覚的・深層的に読み取る、一種のコミュニケーション能力も求められる。これらも言語活動の一態様と認めるべきであろう。参考までに、'08.2.17『中教審答申』は、言語を、「知的活動(論理や思考)だけではなく、(中略)コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある」と説明する。

もう一つの柱、伝統・文化の尊重だが、主対象が日本の美術文化であるという考えは早合点かと思う。この理念は、教育基本法第一章・第二条五、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を根拠とし、自他文化を偏見なく等しく尊ぶ態度・習慣の育成が本旨となる(学校教育法第二章三も参照)。この部分に関わる表記が、次の〔第2学年及び第3学年〕B 鑑賞(1)ウである。

日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気づき、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通じた国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。

鑑賞は、この「美術を通じた国際理解」の内に、大切な役割、大きな存在価値を見いだすと考える。

ただ、目標に、「美術文化についての理解を深め」の一節を加えた背景を鑑みるに、日本の伝統的書画・彫像・建築・工芸を学ぶ比重が増し、それに備えた指導メソッドが求められるだろう。絵巻物・屏風・掛軸など、私も好きだが熟知せず、日本美術を扱う授業に対し、少なからぬ教師が途惑うことと思う。また、現代も視野に入れるなら、A 表現で扱う、第3 指導計画の作成と内容の取扱いに記載場所を移した、漫画やイラストレーション、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディア、それにアニメーションも鑑賞対象に入ってくる。これからの研究が必要である。

他に、エコロジカルな潮流を汲み取り、「自然」をキーワードとした、次の表記(B 鑑賞(1)イ)も、新たな切り口となるのではないか。重要度が増す、環境教育へのアクセスの可能性を示し、美術を通じた環境教育の幅広い活動を期待したい。

美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること。

以上、改訂の変更・新出箇所を主に見てきた。が、個を大事にし、一人ひとりの見方・感じ方や表現を尊ぶ姿勢は変わらない。生きる力も、情操涵養(全人的成熟と同義)を掲げ続ける美術にとって、自明の理念である。その核となる、想像力、学び探る力、関心・意欲、既習事項活用力、問題解決を促す思考・判断・表現などの力、主体的学習態度など、どれも美術に必須の前提で、その育成も変わらぬテーマである。生きる力を軸とした改訂を、美術は自己アピールの最良の機会ととらえ、教科としての美術の意義を広く知らしめるよう、最善を尽くしたいと思う。

Profile

岡田 匡史
(おかだ まさし)

1957年埼玉県生まれ。筑波大学大学院修士課程(美術専攻・絵画分野)修了。ブルックリンのPratt InstituteでM.F.A.取得(絵画専攻・版画副専攻)。筑波大学大学院博士課程(美術論・芸術教育学)単位取得満期退学。山口大学・信州大学で教え、現在信州大学教育学部教授。
研究テーマ:描画の原理・発達、具象・抽象の変調機構、造形遊びと造形原理、鑑賞教育、エコ図工・美術とエコアート、絵画・音楽比較論、現代絵画など。主な著書(分担執筆)に、『メディア時代の美術教育』(柴田和豊編著/1993年/国土社)、『総合教科『芸術』の教科課程と教授法の研究』(石川毅編著/1996年/多賀出版)などがある。